

2020年12月16日

各 位

大和ハウス工業株式会社
大阪市北区梅田 3-3-5
代表取締役社長 芳井敬一

消費者庁からの課徴金納付命令について

弊社は2019年8月27日、大阪府知事より不当景品類及び不当表示防止法（以下、景品表示法）第7条第1項の規定に基づく措置命令を受けた件に関して、2020年12月16日、消費者庁より景品表示法第8条1項に基づく課徴金納付命令を受けました。

なお、課徴金納付命令の対象となる行為は、措置命令と同一のものとなります。

本件につきましては、お客さまをはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけいたしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

弊社は、今般の課徴金納付命令を厳粛に受け止め、従業員教育の徹底を図るとともに、引き続き再発防止に努めてまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、2019年8月27日公表の「大阪府の措置命令についてのお詫びとお知らせ」につきましては[こちら](#)をご確認ください。

以 上

| 本件に関するお問い合わせ先 | | |
|----------------|--------|----------------|
| 大和ハウス工業株式会社 | | |
| 【お客さまのお問い合わせ先】 | SC 事業部 | 03 (5214) 2498 |
| 【報道機関のお問い合わせ先】 | 広報企画室 | 06 (6342) 1381 |